

富岡町議会全員協議会日程

日 時：令和3年5月24日

時 間：午前10時00分

富岡町役場 全員協議会室

開 議 午前10時00分

出席議員（10名）

議長	高橋 実君	1番	堀本 典明君
2番	佐藤 敦宏君	3番	佐藤 啓憲君
4番	渡辺 正道君	5番	高野 匠美君
6番	遠藤 一善君	7番	安藤 正純君
8番	宇佐神 幸一君	9番	渡辺 三男君

欠席議員（なし）

説明のための出席者

町長	宮本 皓一君
副町長	高野 剛君
副町長	滝沢 一美君
教育長	岩崎 秀一君
総務課長	林 紀夫君
企画課長	原 徳仁君
生活環境課長	黒澤 真也君
生活環境課長 補佐兼係長	大館 衆司君
生活環境課消防 交通事故対策係長	鎌田 祐輔君

職務のための出席者

議会事務局長	小林 元一
議会事務局主任 兼庶務係長	杉本 亜季

議会事務局
庶務係主査 黒木裕希

説明のため出席した者

【1. 福島第二原子力発電所廃止措置計画の認可について】

福島第二原子力 発電所所長	三嶋 隆樹 君
福島第二原子力 発電所副所長	上島 慶信 君
福島第二原子力 発電所広報部長	新保 仁君
福島復興本社 復興調整部部長	上野 政明 君
福島復興本社 復興推進室 富岡町・川内村 グループ マネージャー	猪狩 賢一 君

付議事件

1. 福島第二原子力発電所廃止措置計画の認可について

開 会 (午前10時00分)

○議長（高橋 実君） ただいまより富岡町議会全員協議会を開会いたします。

ただいまの出席議員は10名全員であります。説明のための出席者は、お手元に配付した名簿のとおり、東京電力ホールディングス（株）より、福島第二原子力発電所、三嶋所長をはじめ各担当者の皆さん並びに町長、両副町長、教育長、そのほか関係課長であります。職務のための出席者は、議会事務局職員であります。

付議事件に入る前に町長より全員協議会招集内容の説明とご挨拶をいただきたいと思います。

町長。

○町長（宮本皓一君） 改めまして、おはようございます。議員の皆様方にはお忙しい中全員協議会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。本日は、福島第二原子力発電所の廃止措置計画が先月28日に原子力規制委員会より許可されたことから、皆様とともに許可された廃止措置計画を確認いたしましたく、改めて東京電力よりご説明をいただくものであります。

福島第二原子力発電所の廃止措置の実施につきましては、本町のみならず双葉地域の復興再生をなし遂げ、本町をはじめ当地域の活力ある創生を図る上で重要な案件でありますので、議員の皆様の忌憚のないご意見を賜りますようお願いを申し上げ、挨拶といたします。

○議長（高橋 実君） ありがとうございました。

次に、東京電力ホールディングス（株）を代表して福島第二原子力発電所、三嶋所長よりご挨拶をいただきたいと思います。また、出席者の自己紹介をお願いします。

三嶋所長、お願いします。

三嶋所長。

○福島第二原子力発電所所長（三嶋隆樹君） 皆さん、おはようございます。福島第二原子力発電所所長の三嶋でございます。本日は、貴重なお時間を頂戴いたしまして、本当にありがとうございます。

福島第一の原子力事故からもう10年以上が経過をしましたけれども、今なお地域の皆様、また広く社会の皆様に心配、またご迷惑をおかけし続けていることに対しましておわびを申し上げます。また、年始来私たちの原子力事業において度重なるその不適切な事案、これを発生させてしまっていることに対しても、心からおわびを申し上げたいと思います。

さらに、まずは富岡町議会の皆様、それから宮本町長はじめ役場職員の皆様におかれでは、日頃から私ども何かにつけ様々な面でご指導賜っていることに関しましても、感謝の意を表したいと思います。本当にありがとうございます。

本日は、4月28日に認可を得ました福島第二原子力発電所の廃止措置計画についてご説明に上がりましたけれども、先週の19日に公表させていただきました福島第二原子力発電所で発生しました核物質防護に関する改善すべき事案についてもご報告をさせていただければと思いますので、何とぞよろしくお願ひいたします。核物質防護事案に関しましては、柏崎の件も含めまして、東京電力全体で今

改善に努めているところでございます。まずは、上半期中に総点検、またその結果に基づく原因と対策、そういうものをしっかりと立案し、また究明し、公表をさせていただくことでやってまいりたいと思っております。

さらに、福島第二原子力発電所の廃止措置、廃止事業におきましては、地域の皆様の安心、安全の確保、これを最優先にして進めてまいりたいと思いますので、今後ともご指導、ご鞭撻のほど何とぞよろしくお願ひいたします。

それでは、副所長の上島から自己紹介させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 上島副所長。名簿順に紹介お願ひします。

○福島第二原子力発電所副所長（上島慶信君） 私から自己紹介をさせていただきます。福島第二で副所長しております上島でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、次に広報部長の新保をご紹介いたします。

○議長（高橋 実君） 新保部長。

○福島第二原子力発電所広報部長（新保 仁君） おはようございます。福島第二原子力発電所広報部長をしております新保でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（高橋 実君） 紹介しないの、次の人に。

○福島第二原子力発電所副所長（上島慶信君） すみません、では私からまとめて順番に紹介させていただきます。

次に、復興本社の復興調整部部長の上野でございます。

○議長（高橋 実君） 上野部長。

○福島復興本社復興調整部部長（上野政明君） おはようございます。復興本社で双葉郡の南エリアのエリア責任者をしております上野と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○福島第二原子力発電所副所長（上島慶信君） 次に、復興本社の猪狩でございます。

○議長（高橋 実君） 復興本社、猪狩さん。

○福島復興本社復興推進室富岡町・川内村グループマネージャー（猪狩賢一君） おはようございます。復興本社で富岡町を担当しております猪狩です。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 付議事件に入る前に、先日原子力規制委員会より福島第二原子力発電所における核物質防護に係る事案について規制検査の結果が報告されました。その事案の内容について説明をしたい旨求められております。本来であれば、原子力発電所等に関する特別委員会での内容と思いますが、早急に説明したいとのことでありますので、発言を許可いたします。

それでは、説明お願ひします。

新保広報部長。

○福島第二原子力発電所広報部長（新保 仁君） 福島第二原子力発電所広報部の新保でございます。5月19日に福島第二原子力発電所におきます核物質防護に関わる事案につきまして公表させていただ

いておりすることから、その概要につきましてご説明をさせていただきたいと思います。

お手元に公表させていただいているプレス文と核物質防護に関する事案についての別紙、ご説明用としましてA4横の事案の概要と、最後にご参考として核物質防護における発電所区域管理のイメージ図を配付させていただいてございます。クリップをお取りいただいて御覧をいただければと思います。

まず、19日に公表させていただきました事案につきましては、一番最初のプレス分の下段にございます3件、事案1といたしまして、防護区域境界通路扉の不適切な管理。事案2といたしまして、周辺防護区域から防護区域への再入域手続の不備。事案3といたしまして、無効化済みのIDカードの紛失でございます。事案3につきましては、2月19日に既に公表させていただいている事案になりますが、5月19日の原子力規制委員会におきまして、事案1、事案2につきましても審議、評価がなされ、当社の是正措置の妥当性と当該箇所の脆弱性が解消されたことについて、原子力規制委員会から評価をいただきましたことから、同日本件を公表させていただいているところでございます。

なお、原子力規制委員会によるこれら3事案に対する安全上の重要度の評価判定結果につきましては、いずれも安全確保への影響が限定的かつ極めて小さく、事業者の改善措置活動により改善が見込める水準としまして、緑判定を受けているところでございます。

本日は、事案1、事案2を中心にご説明をさせていただきたいと思いますが、まずは原子力発電所の核物質防護における区域管理の全体像を一番最後におつけしております、ご参考と書いてございますA4横の発電所区域管理のイメージの資料を用いてご説明をさせていただきたいと思います。原子力発電所の核物質防護の区域管理としましては、一番外側に立入制限区域を設けており、その内側に周辺防護区域、さらに内側に原子炉建屋やタービン建屋といった主要設備がある建屋内を防護区域として設定しているところでございます。今回公表させていただきました事案1と事案2につきましては、いずれも周辺防護区域と防護区域の境界にございます扉のところで確認、あるいはご指摘をいただいたものになります。

それでは、事案1、事案2の概要をご説明をさせていただきますが、最後から2枚目にございますA4横の福島第二原子力発電所事案1・2の概要の資料を御覧ください。まず、左側に絵をお示ししてございますが、絵の見方をまずご説明をさせていただきたいと思います。まず、絵の縦線を境にいたしまして、左側が防護区域、右側が周辺防護区域でございます。ここで、防護区域から周辺防護区域に通路ということでお示しをしてございます。こちら通路となってございますが、屋外ではございませんで、一番右側に通路扉施錠ありとしてございますが、この通路部は閉じた空間になってございます。また、防護区域からこの通路にかけて同じ色で塗ってございますが、この色のエリアにつきましては、核物質防護とは別の観点、放射線管理の観点で放射線管理区域と設定しているエリアでございます。

それでは、事案1、防護区域境界通路扉の不適切な管理につきましてご説明をさせていただきたい

と思います。こちらは、当社社員が発見したものになります。当社では、柏崎刈羽原子力発電所における核物質防護に係る一連の事案を受けまして、発電所自ら核セキュリティーに対する意識や安全文化を改革し、つくり直していくことが重要との認識の下、現在根本的な原因究明に取り組むとともに、各原子力発電所の現地調査を強化し、確認を行っているところでございます。そうした中で、今年の3月19日に福島第二原子力発電所の運転当直員が4号機の周辺防護区域と防護区域の境界における通路扉が核物質防護の観点から適切に管理されていない状態であることを確認したものでございます。具体的に申します。絵を御覧いただければと思いますが、この防護区域と周辺防護区域の境界にございます扉、今ご説明させていただきました事案1といいますのは、上に吹き出しがございますオレンジ色の丸でお示しをしたこの通路扉を指してございます。ここは、防護区域と周辺防護区域の境界でございますので、この扉は下に赤のひし形でお示しをしてございます管理された防護扉、これと同じような扉である必要があったということでございます。4号機でこうした事案を確認いたしまして、ほかの号機についても点検を行いましたところ、翌日3月20日に1号機においても同様の通路扉が1か所あることを確認いたしました。したがいまして、福島第二におきましては、同様の扉が合計2か所あったというものです。これらは、原子力規制庁に速やかにご報告するとともに、直ちに当該通路扉に近づけないよう代替措置を講じた上で当該通路扉を閉鎖する是正措置を実施いたしました。また、当該是正措置が妥当であることにつきまして、4月19日に原子力規制庁にご確認をいただいているところでございます。

なお、この当該通路扉につきましては、通常人の往来がほとんどなく、また当該通路扉につながる周辺防護区域内に設置された扉、絵で申しますと一番右側にお示ししてございますオレンジの丸、通路扉（施錠あり）というものでございますが、この放射線管理上常時施錠管理されており、ここについては破壊された痕跡もないことを当社にて確認をしているところでございます。

以上が事案1でございまして、続きまして、事案2、周辺防護区域から防護区域への再入域管理の不備につきまして説明をさせていただきたいと思います。こちらは、原子力規制庁からご指摘をいたいたものになります。こちらは、事案1に関しまして原子力規制庁の規制検査を受ける中、3月23日に防護区域に入る際の入退域ゲートとは別に設置された周辺防護区域と防護区域の境界における管理された防護扉において、その扉から周辺防護区域に一時的に退域し、そこから再度防護区域へ入域する際に金属探知器による点検など、所定の手続が適切に行われていないという旨のご指摘をいただいたものでございます。

今ご説明をさせていただきました、少し絵で補足をさせていただきたいと思います。防護区域に入る際には、この防護区域と周辺防護区域の境界の上に入退域ゲートというのをお示ししてございます。防護区域に入る際には、この入退域ゲートから先ほど申しました金属探知器など幾つかチェックを受けた上で防護区域に入ることになります。防護区域に入りました者が、先ほど赤のひし形で示しました管理された防護扉からこの通路、周辺防護区域にございます通路に一旦出た後に、また再度この扉

を通って防護区域に戻る際に、本来であれば入退域ゲートと同様のチェックをすべきところでございましたが、その一部が適切になされていないというご指摘でございます。

なお、このご指摘いただいた同様の防護扉につきましては、福島第二1号機から4号機ございますけれども、各号機にございます。当社は、当該防護扉から入退域ができないよう出入口を閉鎖する是正措置を速やかに実施いたしまして、3月24日に原子力規制庁に当該是正措置が妥当であることをご確認いただいているというところでございます。

なお、事案1の場合と同様、当該防護扉につながる周辺防護区域内の通路の扉は、放射線管理上常時施錠管理されておりまして、破壊された痕跡もないということを確認しております。

なお、絵でお示ししてございます、先ほどの事案1の通路扉と事案2の管理された防護扉、絵ではイメージということでかなり近接してお示ししてございますが、実際にはかなり離れた場所に扉が設置されているという状況でございます。

事案1、事案2の概要につきましては以上でございます。

繰り返しとなります、今般福島第二原子力発電所に関わる両事案につきましては、規制評価をいただきまして、当社の是正措置の妥当性と当該箇所の脆弱性が解消されたということにつきまして原子力規制委員会から評価をいただきましたことから、本件を公表させていただいているということでございます。今後これら事案も含めまして、核物質防護体制の強化に向けた改善措置計画を検討してまいります。

なお、事案の3の無効化済みのIDカードの紛失につきましては、配付させていただきました資料の中の右肩に別紙と書いてございますA4縦の資料の2枚目にお示しをしてございます。本件2月19日に公表させていただいておりますが、2月16日に当社社員から中央制御室を除く防護区域入域用のIDカードを紛失した旨報告がございましたが、このIDカードは2016年4月に入域できない措置、無効化を実施済みであることを確認しております。

なお、このIDカードにつきましては、その後2月23日に当該社員により発見されているという状況でございます。

なお、原子力規制庁からは、業務上不要となったIDカードについて回収を怠っていたとの観点からご指摘をいただいてございます。このご指摘を受けまして、当社では業務用不要となったIDカードについて全て無効化措置を実施した上で回収などの措置を講じているところでございます。今後ともIDカードの管理ルールの再徹底を周知してまいります。

私からのご説明は以上でございます。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたが、質疑については付議事件1の説明後に一括で質疑を賜りますので、ご理解願います。

それでは、付議事件に入ります。

付議事件1、福島第二原子力発電所の廃止措置の計画認可についての説明をお願いいたします。

三嶋所長。

○福島第二原子力発電所所長（三嶋隆樹君） それでは、福島第二原子力発電所廃止措置計画の認可というパワーポイントの資料に基づきましてご説明をさせていただきたいと思います。

本来なら、廃止措置計画ということですので、本社の廃止措置室というところから説明者が参るところでございますけれども、新型コロナウイルスの対策の一環といたしまして、今般本日は来庁控えさせていただきまして、福島第二の三嶋からご説明をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、スライドの2番からお願ひをいたします。1枚めくっていただきまして、スライドの2番よりお願ひいたします。このスライドは、廃止措置計画の認可までの経緯をまとめたものとなります。記載のとおり、これまで適宜皆様にご説明をさせていただいております。こちらご参考に御覧いただければと思います。

引き続きまして、スライドの3を御覧ください。原子力規制委員会による審査会合は、計5回開催をされておりまして、11月24日に保安規定を申請して以降は、保安規定変更と合わせて説明を行いまして、指摘事項への回答をこれまで真摯に対応してまいりました。冒頭申し上げましたとおり、審査での指摘事項を反映した補正書というものを4月20日に提出をいたしまして、去る4月28日に原子力規制委員会から認可を取得したということでございます。

スライドの4を御覧ください。廃止措置計画の主な補正内容についてご説明をしたいと思います。こちらは、3月3日特別委員会にてご説明した内容となります。放射性液体廃棄物の放出量について、原子炉停止後9年の減衰期間を考慮いたしまして、現状を踏まえた評価に修正をしております。これに伴い、資料の中段の表に記載のとおり、放射性液体廃棄物の放出管理目標値と周辺公衆の被曝線量の評価値を修正しております。放出管理目標値については、1.4掛ける10の9乗ベクレル、年間1年当たり14億ベクレル、これを1.2掛ける10の9乗ベクレル、1年当たり12億ベクレルへ直しております。また、周辺公衆の被曝線量については、約 $4.3\mu\text{Sv}/\text{年}$ から約 $2.6\mu\text{Sv}/\text{年}$ ということで、いずれも小さい値に修正をいたしました。

なお、放射性液体廃棄物の放出管理目標値は、トリチウムを除くものですが、トリチウムについては、下段に記載のとおり保安規定にて放出管理の基準値というものを定めております。廃止措置の第1段階である解体工事準備期間中は、運転中よりも2桁低いより厳しい値として管理をしてまいります。

次のスライドをご確認、スライドの5番になります。このスライドは、性能維持施設に関する修正でございます。1つ目は、非常用ディーゼル発電機、DGと呼びますが、これを号炉間で融通するとの設計方針等を廃止措置計画に追記をいたしました。これについては、既に保安規定で定めており、運用している内容ではございますが、廃止措置計画で明確にしたものでございます。

なお、廃止措置段階では、非常用ディーゼル発電機を1から4号炉全体で2台を維持するとしてお

ります。

2つ目は、性能維持施設についてですが、維持する性能の内容や維持する期間、これを記載のように一部修正するとともに、性能施設について追加を行いしました。

スライドの6を御覧ください。今後の廃止措置着手までの流れについてご説明をいたします。こちらは、これまで皆様に適宜ご説明しておりましたが、左に原子力規制委員会からの廃止措置計画の認可までの流れ、右側に事前了解の流れということで記載したものになります。今後は、右側のフローに記載しておりますとおり、福島県、富岡町及び楢葉町から事前了解をいただいた上で速やかに廃止措置に着手してまいりたいと考えております。

スライドの7を御覧ください。最後になりますが、廃止措置計画については、昨年5月の廃止措置計画の認可申請書の提出以降、原子力規制委員会による審査会合にて保安規定変更と併せて説明を行い、指摘事項への回答と真摯に対応してまいりました。審査状況については、これで適宜ご説明をしてまいりましたが、この後の補正書の、この度の補正書の提出を経て本年の4月28日に原子力規制委員会から認可をいただきました。今後福島県、富岡町及び楢葉町から事前了解をいただいた上で、速やかに廃止措置に着手をしてまいりたいと考えます。作業に当たっては、関係法令等を遵守し、安全確保を最優先に実施してまいります。また、地元企業の皆様が参画いただける機会をできる限り多く設けてまいります。廃止措置の進捗状況等については、地域の皆様への分かりやすい情報発信に努めるとともに、町議会に対しましても適宜ご説明をさせていただきますので、どうぞよろしくお願ひをいたします。

甚だ簡単ではございますけれども、説明は以上となります。以降は、参考ということでつけさせておりますので、何かあればよろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑は、2番以降若い期別でいきますので、質問のある方は挙手してください。よろしくお願ひします。

2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。まず、核物質防護に関するにつきましては、肃々と今後こういったことがないように監査なり、検査なりしていただきたいというところでございます。不正な入域があると、どうしても大ごとになってしまうというところがございますので、こうやって強化して入退域をしている管理者を検査するというのは、強化している段階ではしっかりとと思うのですけれども、これが何年かたつと、またなあなあになってしまうところがあるかと思いますので、こういった監査的なものはしっかりと定期的に行っていただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

あと、廃止措置の計画につきましては安心、安全に肃々と進めていただきたいと思っているところなのですけれども、1点確認させていただきたいところがございまして、核燃料サイクルというのが

今うまくいっていない状況の中で、この44年の中でその使用済み燃料棒、こちらの譲渡しだったり、町外からの搬出であったり、そういったものがしっかりと遂行されるのか。今回受け入れられる施設がなかなかないような状況かと思うのですけれども、そういった中で何か、これは東京電力だけではできないことなので、国との協議が今現在されているのかお聞かせください。

○議長（高橋 実君） 上島さん。

○福島第二原子力発電所副所長（上島慶信君） ご質問ありがとうございます。お答えさせていただきます。

核物質防護については、おっしゃられたとおり、まずは同じようなことがないようにしっかりと努めてまいりたいと思います。

また、ただいまご質問いただきました核燃料サイクル、使用済み燃料ですとか、行き場所のお話だと理解しておりますけれども、こちらについては議員おっしゃるとおり解体原子炉からの廃棄物ですか、放射性廃棄物ですか、使用済み燃料、こちらの処理先というものがまだ現実的には決まっていないという状況でございます。こちらについては、他電力の先行廃炉を行っている電力においても、共通の課題だと認識しております。まず議員おっしゃるとおり、国としっかりと解決策について議論してまいりたいと思っております。なかなか現時点でどこまで、大きく進んでいるところがご説明できないところが申し訳ございませんが、しっかりと国とも対応して、まずは配置措置計画44年間の進捗の中でしっかりと答えを出していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） 2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。

私の中では、一番使用済み核燃料を町外に搬出するというのが難しい問題なのかなと今のところ思っているところなのですが、やはり受入れ先がないというのが一番の問題でありまして、これから核燃料サイクルを推進していくのかどうかは分からぬのですけれども、そういった中で早めに、もう廃止まで44年あるということではなくて、もう今の段階からその搬出先について国との協議をしていただきたいなと思っているところですが、お考えはいかがでしょうか。

○議長（高橋 実君） 上島副所長。

○福島第二原子力発電所副所長（上島慶信君） ご質問ありがとうございます。使用済み燃料につきましては社長も県、また富岡町、また楢葉町とお約束をしておるとおり、しっかりと搬出ということをお約束しておりますので、そちらにつきましては、今おっしゃられたとおり国としっかりと答えを出していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） 2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。

やはり使用済み燃料棒等が町内にずっと置きっ放しになるというのが問題になってくるかと思いま
すので、ぜひ検討、国とも協議していただいて、この44年の中で実施していくように進めていただ
ければなと思います。このような質問は、また今後報告があるごとに質問させていただいて確認させ
ていただかかと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（高橋 実君） 三嶋所長。

○福島第二原子力発電所所長（三嶋隆樹君） 佐藤議員、ありがとうございました。

まず、今回の廃止措置計画の中では、RFSへの搬出というのは計画にないということを申請書に明記をしているところで、大変ご心配をおかけしていることかなと思っております。ただ、上島からもありましたとおり、社長も含め使用済み燃料については全量県外搬出ということはもうお約束をしていることでございますので、進捗があるたびにその都度こちらに報告をしてまいりますので、引き続きよろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） いいか、納得した。

○2番（佐藤教宏君） はい。

○議長（高橋 実君） ほかには。

4番、渡辺正道君。

○4番（渡辺正道君） まず、簡単なことから。僕ちょっと聞き漏らしたというか、理解が足りなくて申し訳ないのですが、説明いただいた今回の事案の福島第二原子力発電所事案1・2の概要の中にある事案1のところで、その扉の件ですが、これは核防護の観点から云々かんぬんということなのですが、適切に管理、これは扉自体の構造上の問題、例えば鉛の板が入っていなかったとか、コンクリートではなかったとか、そういう問題なのか、それとも構造上問題ないのだけれども、それ例えば金属探知器であるとか、出入するときに放射線の管理を適正にしていなかったのかということの確認が1つです。それをちょっともう一度説明していただきたい。

あと、常々第二原子力発電所、1F、東京復興本社等々の説明を聞いていて思うのですが、こういう廃止措置計画の認可についてとか、資料を持ってきていただいても、もう事故や報告事例が毎年というか、毎回列記されて、本当に大丈夫なのというのが正直僕の思うところです。通常廃炉というか、ちょっと僕も見させてもらったその試験廃炉、東海村の試験原子力は、あそこだけはきちんと廃炉はされたことなのでしょうが、通常廃炉という形で日本で初めての事業、1Fもありますが、2Fの中でも徐々に進行していく中で、皆さん、東京電力の方が来て毎度毎度、安全に、安心に進めてまいりますということをもう年中毎回聞いているわけです。その中で、僕たちも真摯に対応して聞いているわけですが、本当に大丈夫なのかと疑心暗鬼になっているし、これ僕個人で考えてみたのですが、実際結局東京電力のコンプライアンスというか、社内の危機管理が利いていないのではないか。もしこれ民間企業でこういうことを年中やっていたら、きちんとした何らかの懲戒処分であるとか、監督

責任者が何らかの処罰というか、サッカーで言えばイエローカードやレッドカードというのが出てくると思うのです。そういうものがちゃんと履行されているのか。きちんと対応していれば、やはり明日は襟を正して安全な作業に当たるであるとか、事務作業の適切な運用を図ると、人間ですから、ヒューマンエラーというものもあるでしょうが、その辺の懲戒とか、その社内管理というのは一体どんなになっているのか、その辺ちょっと説明していただけますか。

○議長（高橋 実君） 上島副所長。

○福島第二原子力発電所副所長（上島慶信君） ご質問ありがとうございます。まず、初めに核物質防護の扉の件からご回答させていただきます。

なかなかご説明が分かりにくくて申し訳ございません。こちら図で申しますと、上の黄色い丸でございますが、こちらは先ほどのご説明にもあったとおり、本来はこの下の赤いひし形、防護扉というもので、どのような構造でどのような素材を使っているかというのは、なかなか核物質防護上ということで詳しくお話をできませんが、厚い扉ということで、通常の一般的に人の力では壊して入れないような扉と思ってください。こちらのそうでなくてはいけないところが一般的な普通の扉でしたということでございます。本来は、その理由としては、先ほどもご説明ありましたけれども、防護区域と周辺防護区域、こちらの境ですよというところ、そこがその境だということの認識が甘かったということだと理解しておりますので、そこは大きな反省点でございます。

2つ目の懲戒等につきましては、その事案に応じまして、弊社懲戒処分という形にさせていただいておりまして、過去にもそのような口頭から始まりまして、減給ですとか、いろいろな懲戒がありますけれども、こちら交換会についても判断をして、しっかりと対応してまいりたいと思っているところでございます。

ご説明は以上でございます。

○議長（高橋 実君） 4番、渡辺正道君。

○4番（渡辺正道君） ありがとうございます。

ええっと思ってしまったのですが、まず1点の扉の件ですけれども、結局今回のその廃炉措置が決まってからというか、2Fが発電を開始してから現在に至るまでこのような扉の状態で管理されていたのかということをもう一度確認させてください。

あと、この場でその懲戒等々に関してはどうのこうのということはないのですけれども、本当に堂々めぐりになってしまって、やはり当然社内管理というか、その危機管理というものは非常に重要だし、それはよろしくお願ひしますと言うしかないのですが、折に触れて私は東京電力のその体質というか、姿勢というものを今後聞いていきたいと思いますので、その辺はよろしくお願ひします。

あと、ですからこの扉の件、もう一度説明していただけますか。

○議長（高橋 実君） 上島副所長。

○福島第二原子力発電所副所長（上島慶信君） ご説明足りず申し訳ございません。

本件おっしゃるとおり、建設当時からこの状況がそのままであったとはそのとおりでございます。ただ、その状況が私たち今まで把握できていなかったというところが大きな反省点でございます。ご指摘のとおり、今回の柏崎の件がございまして、当直長がこちらの1番の事案の文字にも書かれておりますけれども、当直長で疑問を感じて確認をしたというところで今回の事案が明らかになったというところでございますので、そのようなことが長期間つながっていたということに対しては、本当に申し訳ないと思っております。このようなことがないように、今後どうしてそのようなことになったとかをしっかりと確認をしてきて、再発というか、しっかりと対応していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） 4番、渡辺正道君。

○4番（渡辺正道君） ありがとうございます。

もうあきれてため息つくしかないのでですが、東京電力の体質、管理、構造上の問題、結局これは原子力規制庁の見落としというのもあるのでしょうかし、この状態をやっぱり国にも当然責任もあると思いますし、先ほど2番議員も言っていましたが、今後のこの汚染物質の行き先も決まらない中での結局原子力行政のこの不透明さというか、先行きが見えない中での事業なのでしょうが、これ何もなかったからよかったですというような次元の話で、本当にこれから通常廃炉と言われながら、経験のないようなことをどんどん実施していくなくてはいけない中で、この場では本当に大丈夫なのですかとしか言いようがないのですが、とにかく地域住民に不安を与えるようなことはないように、報告事案といいますか、この事件、事故等の発生は、もう必ずゼロにするようにしていただきないと困りますので、その辺は肝に銘じて今後努力していただきたいなと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（高橋 実君） 上島副所長。

○福島第二原子力発電所副所長（上島慶信君） おっしゃることよく肝に銘じまして、しっかりとやつてまいります。ありがとうございます。

○議長（高橋 実君） 三嶋所長。

○福島第二原子力発電所所長（三嶋隆樹君） 渡辺議員、ありがとうございます。

ちょっと言い訳にはなりませんけれども、今回実はこのポンチ絵を見たときには、このように非常に何か通路が簡便に書かれているのですけれども、私たちやっぱり間取りを知らないと多分皆様から叱りを受けることは重々承知で申し上げますけれども、これまで私たち使う側、こちらに行くときはほぼこちらを使っておりまして、ここを使うときにはこのぐらいのところまである設備のところまでしかアクセスせずに戻っていたというところがありまして、この扉が実はここに通じていたというのが今回調査をして初めて確認したというところがございまして、やはり建設来、先ほども言ったに人が通らないという記載ございましたけれども、本当にめったに通らないところということで、私たち使っている側も、この先がことつながっていたというところが今回の柏崎の事案があるまで分からなかったというところもございますので、そういったところも自分たちがやっぱりしっかりと自分た

ちの設備を管理するといったところを肝に銘じて、しっかりと通常廃炉ということありますけれども、いろんなことが起こるということ肝に銘じて対応してまいりたいと思います。

また、先ほど来あった懲戒の件につきましても、柏崎の事案、あれは赤判定、あるいは白判定非常に厳しい事案でございましたけれども、それに関しましては社長の小早川、それから所長の石井、新潟の本社の代表の橘田、これらが皆減給処分ということで懲戒を受けているというところございますので、事案に応じて社内の懲戒しっかり対応しているところでもございますので、この辺も東電が非常に甘い会社だというところで決してですが、ないということをご理解いただきまして、私たちも先ほども安全、安心の確保というようなお話をさせていただきましたけれども、私たちの最優先事項と、これ本当に肝に銘じてしっかり対応してまいりたいと思いますので、引き続きのご指導よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（高橋 実君） 5番、高野匠美君。

○5番（高野匠美君） 今2番議員、3番議員おっしゃったとおり、やはりまだまだ東電は危機管理がないのではないのかなと思います。今所長がお話しされた使ったことがないからとかというのは、それはちょっとうんと思いました。使ったところがない、あまり回数がないから検査というのは必要なではないのでしょうか。頻繁に使うところは、その都度不具合が分かります。使っていないところこそきちんとやるべきではないのかなと私は思います。

それと、もう10年も過ぎて、原発を知っている社員が本当にいらっしゃるのか。今の言葉で私はちょっとすごく不信になりました。そういうところから、きちんとやっぱり定期的に細かくきちんとやっぱり検査すべきではないでしょうか。どこかで事故があると慌てて検査する、そんなのあり得ないと思います。

あと、ちょっと1点お聞きしたいのですけれども、第二原発発電所廃止措置計画の7ページにあつた、上から4番の作業に当たっての安全確保とか、地元企業を優先というか、使っていただけるということなので、すごくそれはありがたいなとは思いますけれども、地元といつても原発にあまり携わっていない会社もあると思います。それに関しての、使っていただくのであれば、それなりの教育、研修、準備期間にきちんと事故のないような指導をされる計画はあるものか。いや、それはやるべきだと思います。

そういうところと、また戻りますけれども、そのIDカード、それだって個人個人の管理がきちんとさっていないからこういうことになるのだと思いますけれども、そのIDカードについては、どのようなふうになっていらっしゃるのか。何年後かに更新とか、お辞めになったらそれを、要するに回収しなかったからそうなったのかというのもちょっと分からないので、その辺の説明とかお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 三嶋副所長。

○福島第二原子力発電所副所長（上島慶信君） ありがとうございます。

まず、地元の企業にお仕事をというところですけれども、おっしゃるとおり今後まずは第1期間では線量の汚染状況調査ですか、あとは外側の一般的な設備の解体ですか、あとは廃棄物の処理とか、そのようなものが社外にお願いできるのではないかと思っております。

また、これまでこういう仕事はできますかという問い合わせというか、聞き方だったのですけれども、今後はどのようにすればできるかというようなことを念頭にご調整をしていきたいなと思っています。その中に、もしかしたら教育ですか、研修ですか、適切な準備期間とかがあるのだと思っておりますので、いろいろ私たちも検討して、ご相談をしながらやらさせていただきたいなと思っております。

また、IDカードにつきましては、基本的には今回のIDカードに関しては、使用実績が1年間ないものについては自動的に失効、使えないようになりますということでございます。今回のIDカードの紛失された方も、もともと福島第一にいらっしゃいまして、地震後第二に置かれた安定化センターという福島第一の冷却を維持するための組織を福島第一ではなくて第二に置いていたのですけれども、福島第一の籍を持っているけれども、第二にも出入りするので、両方のIDを持っていましたということです。その後、IDカードを使わなくなりましたので、お話ししたとおり1年間使用実績がなくなったので、失効させていましたということです。IDカード自体は、今お話あったとおり期限が決まっていますので、定期的に交換をしていくというものでございます。なので、私たちもIDカードをお示ししますけれども、そういう有効期限内かどうかというのも恐らく確認されているのかなと思っておりますけれども、しっかりとそこら辺の管理はさせていただいているということでご理解いただければと思います。

私からは以上でございます。

○議長（高橋 実君） 5番、高野匠美君。

○5番（高野匠美君） ありがとうございます。

今ちょっと1か所、やはりIDカード恐らく確認されていると。そういう言葉出る自体が、やはり答えが東電としてはいつも何か曖昧なことが多過ぎて、ちゃんと言い切れるようなお仕事をされたらどうなのでしょうか。

それと、こういう資料なのですけれども、もうちょっと分かりやすいように、今後やはり私たち以外の町民に対してもう少し勉強なさって、分かりやすいように出していただけないかなと、それはお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（高橋 実君） 上島副所長。

○福島第二原子力発電所副所長（上島慶信君） 大変申し訳ございません。私の説明の仕方が申し訳ございませんでした。ここは、IDカードにつきましてはしっかりと管理をされているということを

改めてお話をさせていただきます。

ただ、何年区切りでといったところがなかなか言えないもので、あのような言い方になってしまいまして、誠に申し訳ございませんでした。管理自体は、しっかりとされているということを改めてご説明させていただきたいと思います。申し訳ございませんでした。

あと、この資料につきましてですけれども、なかなか今回はPP、核物質防護事案ということで、イメージでお伝えするしかなかったというところでございまして、このような実際とは少し違うイメージということでご説明をさせていただいたところでございます。なかなかこれを見て現場のどこの場所のどういうものだというのをイメージ逆に言うとできないような資料を作り込まないと、核物質防護事案に関しては、まさに設備の脆弱性なり、弱いところをあらわにしてしまうというところもございます。

もちろん、その限りでないものに関しましては、相手の立場に立ちまして、専門用語等を使わないようなしつかりとした、分かりやすい資料を作つてまいりたいと思っておりますので、今後とも努力をしてまいります。どうぞよろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） まずは、この廃止措置計画が認可されたということで、廃炉に向かって本当にスタートラインに立てたことは、非常によかったですと思っております。その中で、先ほど5番議員のところでもあったのですが、地元企業の参画ということで、上島副所長からもあったのですが、このところはぜひとも長い年月を要しますので、東京電力も人材が必要なように、地元企業も人材が必要ですので、ぜひとも地元企業がそういう形で関われるような発注の仕方とか、そういうところも加味していただければと思います。

それから、もう一点なのですが、これは気持ちの、心の問題なのですけれども、関係法令を遵守し、安全確保を最優先に実施するというのは、まずこれは基本中の基本だと思うのですけれども、ここに住んでいる我々は、この通常廃炉といつても福島第一のところが頭の中に時々すっすと出てきますので、安全確保プラスアルファで、やはりここに住んでいる住民の安心をきちんと取れるような形で進んでいってほしいと思いますので、その辺どういうふうに対策していくのか、ある程度お聞かせください。

○議長（高橋 実君） 上島副所長。

○福島第二原子力発電所副所長（上島慶信君） ご質問ありがとうございます。

企業の皆様が関わっていただけるようにということの1つ目ですけれども、こちらにつきましては、これまで私たちの福島第二の立地以降、40年以上長きにわたりまして皆さんにお世話になったということは感謝しております。その延長線上として、今後行われる44年間、40年以上にわたる廃炉措置につきましても、地元の企業の皆様方のお力なくしてはできないと我々思っております。その際に、

どのようなやり方であれば皆様とご一緒に進めていけるかということを念頭にご相談をしながら、しつりかと考えてまいりたいと思っております。

しかしながら、福島第二の場合は、ご承知のとおり初めの10年間というのは、先ほどお話ししたような仕事ということで、福島第一と比べますと、仕事の量というものは差が出てくると思っております。こちらに関しましては第一、第二併せました仕事ということで、地域の皆様方にも、企業の皆様方にも参画していただきたいなと思っている次第でございます。いずれにしろ、今後ともお力を借りしたいということで、我々も工夫をしてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

2つ目は、安全確保だけではなくて、地域の皆様の安全、安心というところに対する我々の考えですけれども、これまで機関誌を2か月に1回発行させていただいておりまして、広報という形で力を入れさせていただいている。このような形で、引き続き目に見える形で皆様にお伝えをしていきたいなと思っています。情報発信が地域の皆様が福島第二では何が行われているかということをご理解いただくには、一番必要なことだと思っています。その中には、今回のような失敗してしまったような案件ですか、いやいや、はたまたここまで進みましたということをひとつしっかりとご説明させていただくのも、できればと思っておりますので、ここを包み隠さずご説明分かりやすくご紹介するということが大切だと思っておりますので、引き続きそのような形で見える化ということをしっかりと想えていきたいと思っています。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） 11時10分までということで、空気の入替えしますので、休憩します。

休 憩 （午前11時01分）

再 開 （午前11時10分）

○議長（高橋 実君） 再開いたします。

次に、7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 富岡町は、県と東京電力と三者協定を結んでいるよね。そういう三者協定結んでいるにもかかわらず、私はこういう核防護とか、そういうものを知り得るのは結局新聞報道とか、そういうもので初めて分かるのだ。今日の説明でも、もう既に3月19日には分かっているのだ。もう2か月たっているよね。何のためのこれ協定なの。

先ほど上島さんは、包み隠さず見える化とか、きれいな言葉使ったけれども、包み隠しているのではないの、これ2か月も。内容から見れば、もう運転が始まったときからの事案だから、そういう中で地元に対して東京電力はどのように思っているのか、その辺ちょっと疑問ある。

先ほどの説明でも、これテロ対策上脆弱が分かってしまうから発表できないとかと言っているけれども、だけれども、一方ではそう言いながら、また一方ではものすごく軽微な事案で、判定は緑で、

全く影響のないようなこと。影響のない縁であれば、別にオープンしても何ら影響ないと思う。あなた方は、どちらかというと原子力規制庁を向いて富岡町に向いていないのではないか。先ほど2番から6番までいろんな質問あったけれども、安心とか、安全とか、地元に対してとか、地元は富岡町だから、三者協定結んでいるのだから、その辺のその包み隠さずというところは、2か月も遅れて包み隠さずが該当するのかどうか、少しその辺詳しく教えてください。

○議長（高橋 実君） 上島副所長。

○福島第二原子力発電所副所長（上島慶信君） ご質問ありがとうございます。

おっしゃる疑問は、そのとおり受けさせていただきたいと思います。ご質問は、ごもっともな部分もあると思っております。私たちでも、3月19日に事案が発見されまして、規制庁にはご報告をさせていただいております。しかしながら、おっしゃるとおり一番大切な地元の皆様への、協定を結んでいる皆様へのご連絡が、ご報告がないということに対することだと受け止めております。これは、繰り返しにはなってしまうのですけれども、これ事案が緑とか、黄色とか、赤とかということではなく、核物質防護上の問題ということで、そこはその内容が公になることに対する設備へのダメージというか、そこを狙われてしまうということにもなりかねないということで、これまでその件、その内容が是正措置が規制側にそれを含めて妥当性を評価いただいたというのが先だっての規制委員会でしたので、そのタイミングで公表させていただいたということでございまして、この核物質防護に関わることに関しては、何とぞご理解をいただきたいと思っております。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） ごもっともな部分もあるということは、ごもっともでない部分もあると解釈するのだけれども、今核物質防護上公にできないことがあると、多分そのこと言っているのかなと。例えばマスコミにオープンにすれば、これは公になってしまふ。だけれども、県とか、富岡町に通報というか、極秘に知らせることは、これは公表に値するの。こういうことが今発生していますと、そういうことは連絡できないの。原子力規制庁と、もっとはつきり言わせてもらうと、富岡町は事前了解もらったから、計画について。もういいのだと。こういうところであとは説明すればいいのだと。大事なことは、原子力規制庁だけ向いていればいいのだと、そういう問題ではないでしょう。

本当に重要な案件というのであれば、上島さんが言うように、防護上大変な問題であるのだということであれば、防護区域、周辺防護区域、これどちらも放射線管理区域なのだ。放射線管理区域の事案である以上は、やはり大切な事案なのだ。都合によって分けている。人が通っていないから全然問題ないだみたいな言い方に置き換えているから、都合が悪いときには防護上大変重要な案件だとか言うけれども、それはちょっと違うのではないの。その放射線管理区域に関しての考え方も、もう一度述べてください。

○議長（高橋 実君） 上島副所長。

○福島第二原子力発電所副所長（上島慶信君） ありがとうございます。

放射線管理区域に関しましては、放射線を管理する以上区域を区切って人の出入りを制限したり、汚染とか、そのようなことが起きないように制限をするというもので、その放射線の扱うということの中での管理区域ということで区切らさせていただいている。これは、放射線の汚染防止とか、そちらの観点での区域の分けということでご理解いただければと思います。

また、核物質防護に関しては、放射性物質のテロですとか、盗難ですとか、不審者の侵入ですか、悪用されないための防護ということで、そうするためには設備的にも閉じなくてはいけないということもございますし、また今安藤議員がおっしゃっている情報的にも閉じなくてはいけないということで考えておりますので、どうしてもここは全てのことをあからさまにはできない部分もあるということはご理解いただきたいと思います。

ただし、ここで言いたいのは、お話しをさせていただきたいのは、例えば発電所で何か起こった場合に、地域の皆様に避難をすぐ指示していただきなくてはいけないような事案ですとか、地域の皆様に影響が及ぶような事案に関しては、当然協定も結んでおりますし、地域の皆様と私たちの関係をもつて包み隠さずご報告するというのはお約束をさせていただきたいと思っております。

ただ、そこと核物質防護の部分は少し考え方、対策を異にせざるを得ないというところもあり、そこを何とかご理解いただきたいところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） どうも納得いかないのはテロ対策とか、核物質の防護上、これは機微な部分だと。先ほどの質問でも、ドアの物質も答えられないと。それは、それで重要なことです。

ただ、私が言いたいのは、この軽微なというか、結局その原子力規制庁は緑と判定しているわけだ。そういうった案件まで2か月もたたないと町は教えてもらえないのですかということなのだ。結局こういうマスコミも傍聴で入る、こういったところでオープンにしてくださいではなくて、担当課ぐらいは分かってもいいのではないかということをまず町も、いざ町民が何かありました。避難してください。何も知らない。今まで安全だ、安全だ。冷温停止だ。もう安全に廃炉行われている。でも、何があったか分からぬけれども、避難しろ。そういうことになってしまふのだ。やはり協力する側も、協定結んでいる以上は情報の共有というのは、それは確かにテロ上問題あるとか、それに全部テロ対策上駄目だ、駄目だ、駄目だでは、今までの東京電力の隠蔽体質がそのままこのこういった問題にも出てきているのではないかと私は疑い持ってしまうのだ。だから、分けてください。その絶対駄目だよというものとこんな軽微なものまで一緒にしないで、やはり通報できるものは通報すべきではないかなと私は思いますけれども、その辺もう一度お願ひします。

○議長（高橋 実君） 三嶋所長。

○福島第二原子力発電所所長（三嶋隆樹君） 安藤議員、ありがとうございます。

核物質防護の公表の仕方について、弊社の中でも安藤議員おっしゃるようにやっぱりレベル感持つ

て迅速に公表、あるいは通報できるものはしようということで今検討重ねているところでございます。それで、ただ核物質防護の場合、例えば今回緑という評定だったのですけれども、これは自己評価はできるのです。これは、ガイドラインというのが公開されているものがございまして、そのガイドラインに基づいて今回の事案はどのぐらいだったのかというような自己評価はできるのですけれども、最終的に規制評価、規制上の評価が確定した段階で何色かというのが決まるといったところでございます。今回は、この5月19日の規制委員会でその評価が確定したということで、ここはもう間髪入れずに公表させていただいたのですけれども、その前の事象発生の段階でどういうふうに取り扱っていくかというのは、私どもしっかり事案の軽重に合わせて検討しているところでございますので、結果が出ましたらこれについては皆さんにご報告をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（高橋 実君） ほかに。

8番、宇佐神幸一君。

○8番（宇佐神幸一君） 私は、別な点でちょっと思ったのですが、今回の資料の中に、今日は先ほど関連はしているのですが、今7番議員から出ましたが、防護区域内の件、事案の1、2に絡むと思うのですけれども、今回この場所については、発電所ができたときからずっとあるものだと思うのです。ということは今まで、最近では原子力規制庁と言っていますけれども、その前の前身、国の機関が検査しているはずだと思うのです、定期的に。そのときに、今回が何十年たって今さらというのと、もしその検査があれば、こういうところが今もいろんなところ出てきていると思うのです。そういうのも当然把握されているのか。だから、簡単に言うと、私は規制庁が今は規制庁だ、規制庁と言いますが、規制庁が今原発に入る状況において、検査する状況において、決まったところしか回らない。あと、それはもう安全とみなすというような一方的な考え方で点検しているのか、そういう感じに思われるのです。そうすると、今までこの前国で汚染水のことで説明ありましたけれども、その説明も規制庁絡んでいる状態があるので、ではあの説明も本当に信用できるのかなというのも出てくるし、今回ここに出した文書がすごく私はそういう面の疑問視が出ました。だから、その辺の検査の仕方、また今まで規制庁が従来やっていた検査の仕方どう違うのか。今回どうやってこれ発覚したのか、そういうのを教えていただきたい。

あともう一点は、IDについてなのですけれども、実際に原子力発電所入る場合は、入所と言ったらしいですか、社員が入るときに許可もらって入りますよね。今回管理区域内ということのIDだから、実際的、発電所には各自持つて入っていく。だけれども、このIDについては、ある程度場所決まったところに置いてそのときにID使うのか、各自持つていっていいのか、そういうことの説明はなかったのですけれども、そういうことの細かい方向で社員の状況が分かると思うのですけれども、その2点教えてください。

○議長（高橋 実君） 上島副所長。

○福島第二原子力発電所副所長（上島慶信君） ありがとうございます。

今回の件のどのようにして分かったかと。これまで規制側がどのように確認していたかというご質問だと思いますけれども、こちら2012年に核物質防護規定の変更がございまして、そのときに設備の図面をつけるという変更になっています。そのときの図面から、このこの通路が抜け落ちていたということは、そこまでは確認できておりますので、その後のチェックにおいては、その図面と照らし合わせたり、図面をチェックして、我々もそうですけれども、規制側もそのような形でチェックして現場を確認しているので、照らし合わせる側にもその存在がなかったというところが悪かった点だと理解をしております。

ただ、それ以前に関しても、出来上がってからそれまでの間に關しても、図面のあるなしかかわらず、確認がされていなかったということでございます。事実関係としては、そのような事実関係を補足をさせていただきたいと思います。もちろんたまにとはいえ、ほとんど人が通らないとはいえた通っている者がいたり、その設備を、その通路を認識している者がいるということに関しては、そこが周辺防護区域、防護区域の境だということを認識できてしかりということもあったのかもしれませんけれども、なかなかこれこの図面からすると、イメージ図からすると確実に境でしょうと分かるのですけれども、いざ現場を見てみると、複雑に入り組んでいるというところもあり、なかなかたまに通る者には指摘ができなかつたのかなと、気がつかなかつたのかなというのも想定されますけれども、いずれにしろそれも言い訳ですので、しっかりと今回の事案を生かして、このようなことがないように管理をしてまいりたいとも思っています。改めてその核物質防護に対するセキュリティー文化の構築、強化ということをしっかりとしていかなくてはいけないと思っております。

2つ目のIDカードに関しましては、現在は施錠した引き出しなり、施錠管理を必ずすることとなっておりますので、あとは発電所から持ち出してはいけないというルール、これは昔からですけれども、そういうふうになっておりますので、しっかりと厳密に管理をされていると思っております。

ただ、そのルールが守れたか、守れないかというところがこのような事案に発展してしまうというところの原因なのかなとも思っておりますけれども、しっかりと管理をしてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 8番、宇佐神幸一君。

○8番（宇佐神幸一君） 今長々説明もらいましたけれども、単純に言って規制庁も、東電も今までの検査が甘かったと。甘いということと、あと図面見ないと分からないということは、これからも出てくるということで考えていいべきですね。

ということと、もう一つは、これをなぜ言うかというと、私たちは東電の責任だけではないと思うのです。今の、ごめんなさい、規制庁と言いましたが、規制庁の責任もあると思うのです。規制庁が国でやっていた原子力政策に対して、規制庁がある程度確認、指導する府であるところが、あ

る程度決まったところだけでいいですよぐらいたい形の甘さがあったという認識を持つこともあり得る事案なわけです。だから、そういうことからいくと、今までの規制庁も、こちらの議員も今までの考えよりもっと奥深く規制庁と考えていかなければならぬといいう一つの課題にもなってくると、この項目は。だから、それで質問したのです。

あと、IDについては、今各自は持っていないですよと。では、持っていないのに、何で2年間も紛失しているのと、単純に考えるではないですか。なおかつ、その2年間を紛失したと気がついても、その人が報告しようとする環境状況だったのかというのが一番だと思うのです。それを今東電は、極端に触れていないのです。だから、要は職員の環境問題の徹底検証しなければ、これから第一、第二の廃炉も含めて絶対こういう案件、または重要案件ですぱんと出てくると思うのですけれども、それだけのこと考えてますか。

○議長（高橋 実君） 三嶋所長。

○福島第二原子力発電所所長（三嶋隆樹君） 宇佐神議員、ありがとうございます。

規制庁側のまず話ですけれども、規制庁のやり方だとか、考え方、もうこれは規制庁側で、規制側で考えていっていただくということになろうかと思うので、私たちが何か言及するという立場ではないのですが、私たちのやっぱり悪いところは、先ほど上島からもありましたとおり、検査の基準となる基準文書を私たちは作成しなければいけない、これはもう法令に基づいて作成しなければいけないものでございまして、認可も受けるものですので、まずやっぱりこれの中でミスといいますか、書き込み不足があったということは、本当に私たちがしっかり反省しなければいけないことだということであります。総点検といって、今回規制庁も含めてあらゆる扉を確認して、現時点ではこういった扉はもうないということを今の時点では確認をしております。

ただ、今後また検査のやり方をどうするかといったところについては、また規制庁からもいろいろなお考えが出てくるのかなと思いますが、私たちはとにかくその基準文書となるようなものについてはミスをしないということを徹底して、この総点検の中でしっかりと改善をしてまいりたいと思います。

また、IDカードの件ですが、これは原則持ち出さないです。ただ、どうしてもその管理会社みたいなものがないところは、特別に持ち出すことも許可を実はしておりました。これは、私たちが認識した上で許可をしておりましたけれども、そのような中でも、そういう状況ですと個人の管理がより厳密に問われるところでございますけれども、やはり個人に対するそのセキュリティ文化の意識がまだまだ低いということでございますので、もうこの事案を含めてしっかりと私たち一人一人のセキュリティ文化高めていくということを徹底してやってまいります。今回扉の事案も発見できたというのも、この運転員のセキュリティ文化が少しレベルがちょっとだけ上がりまして、それで発見に至っておりますけれども、IDカードは、本当に私たち個人個人の管理というレベルになってまいります。本当に一人一人がしっかり大事なものをちゃんと管理するのだというふうな思いに至るまで、これは所長として徹底的にそういう考えを植えつけていって、二度とこういうことがないようにして

まいりたいと思います。

それから、今は、昔からですけれども、毎月毎月このＩＤカードを持っているか、管理をしているか。それから、使う予定があるかと、今後。これについて毎月個人に質問を投げて、リプライ、返事をもらうように今していますので、これまで無効化したからいいのだという、こういうような甘えがございましたけれども、双方向でしっかり管理ができるようにというふうなところに持ってまいりますので、引き続き私たちの取組の様子を監視していただければなと思っております。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） 8番、宇佐神幸一君。

○8番（宇佐神幸一君） 三嶋所長、実際的にあなたの下に東電職員、関連職員、また会社かかっています。だから、これで厳しくやるのも必要なのですが、あまり厳し過ぎて仕事の回らないような形では困りますので、何とぞその下の人たちの面倒を見てあげて、なおかつ規制庁には言うことは言っていただいて、間違っているというのであれば、規制庁にも言うべきだと私思います。強い心でいていただくことを願います。そういうことで終わります。

○議長（高橋 実君） ほかにございませんか。

9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 大半出てしまったものですから、あまりはないのですけれども、まず第二原子力発電所の事案1番と2番に関してなのですが、この図を見ますと、通路扉に施錠ありということで、ここに施錠してあったことによって、今回の事案は救われたのかなと私思うのです。ここに扉施錠していなかつたら、大変なことが起きた可能性もあるのです。これから中に入っていけるのは、東京電力からちゃんと通行証もらった人しか入っていけませんので、その辺が救いだったのかなと私思っています。

ただ、こういう救いの一手がありましたので、大きな事案にならなかったということですが、先ほど三嶋所長も言っていましたが、自分のところの会社の設備、施設の全容を把握していなかつたということは、これはえらい大変な事案だと私思うのです。これ以上はないとは言っていますが、まだ起きる可能性もあるのです。その辺をしっかり認識して、今後運転はしないわけですが、廃炉になっていくわけですが、44年間今から管理していくということですので、その辺をしっかり防護を管理していただきたいと思います。

あと、廃止措置計画なのですが、今まで段階を踏んでこの措置計画は説明受けています。我々の目に移るのは、完璧なものになってはきているのかなと思うのですが、5ページ目の廃止措置段階では、非常用ディーゼル発電機を1から4号炉全体で2台を維持するということなのですが、本来は多分1号機について1台あったのかなと思うのです。例えば今度は廃炉にするから4号機で2台を維持すればいいよということだと思うのですが、10年前に遡ってあのくらいの地震とか、津波が万が一来たとすれば、この2台で対応できるのか。

また、2台ということは、今まで4台、1号機に1台ずつあったのかなと思うのです。4台あつたとすれば、例えば1台故障しても3台残る。2台故障しても2台残る。より安全に働いているわけです。それを2台にした根拠。安全に働かせたり、住民に不安を感じさせない。絶対事故は起こさないということで考えていくのであれば、1台よりは2台、2台より3台、3台より4台。では、どこでいいのだということで2台にしたと思うのですが、その辺の10年前と照らし合わせての根拠を聞かせてもらえばありがとうございます。

あと、6ページ目、三嶋所長、この読み取りのときに機転を利かせたのだと思うのですが、原子力規制委員会の脇に福島県、楢葉町及び富岡町、これ三嶋所長の読替えで福島県、富岡町及び楢葉町と冒頭で読替えしました。これちょっと細かいこと言うようですが、本来であれば三嶋所長の読んだ読替えしたとおりで持ってくるのが私は筋なのかなと思うのです。そういう一つ一つの配慮が現場でも私はなされていないのかなと思うのです。今回最初の問題で、この施錠ありとか、防護扉とか、いろんな問題出ましたが、この通路扉のところを施錠されていなかったのだが、鍵を持っていたのだが、自由に使っていた人も何人かはいたということなのですよね。それで、今回発覚したのだとは思うのですが、そういう細かい配慮がなされていないために、ヒューマンエラーが起きると。そのヒューマンエラーも、重なれば大きな事故につながるということだと思うのです。その辺を今後廃炉44年の中でこれ十分気をつけてやってもらわないと困りますので、よろしくお願ひいたします。

あと、使用済み燃料、新燃料もまだ残っているのだと思います。また、使用済み燃料、議員誰かが言っていましたが、44年の中で全量搬出ということを言っていますが、廃炉に進むに当たって燃料はキャスクに入れて表に出るのだと思いますので、どっちかといったらキャスクに入れて表に出たほうが私は危険だと思っているのです。今の原発建屋に納まっているほうが私は安全だと思うのです、津波対策も十分やられたと思うし。だから、その辺は東京電力一存でどうのこうのなる問題ではないですが、やっぱり44年が40年とか、35年とか、30年とか、そういう努力を惜しまずしていただきたい。また、そういう努力を国にも惜しまず働きかけていただきたい。当然富岡町としても、働きかけはすると思いますので、その辺を十分お願いしたいと思います。

○議長（高橋 実君） 三嶋所長。

○福島第二原子力発電所所長（三嶋隆樹君） ご質問、ご意見ありがとうございます。

まず、最初のこの通路扉の件でございますけれども、おっしゃるとおりこここの施錠がなされていたことで縁になっているというのが実態でございます。この扉は、先ほど上島が申し上げたように、放射線管理区域の境界扉ということなので、これは防護区域と同様に厳重に管理をしていまして、合い鍵がたくさんあるというものではなくて、鍵の貸出し管理をやっているというところなので、厳密な管理をしているものです。めったに開けるところではないのですが、厳密に管理をしていますので、容易に開けられるものではないということはご報告をいたしたいと思います。

それから、非常用ディーゼル発電機の件でございますけれども、10年前と何が異なるかといったと

ころは、やはりもう10年間燃料の冷却がずっと続けてきたということで、燃料から発熱される崩壊熱が相当に今小さくなっています。今回の廃止措置計画書の中でも、プールの水が全部抜けてしまった。もう燃料が全部露出を、ラックには入っていますけれども、水が全部なくなったという状況でも、燃料の表面温度は数百度までしかいかないという評価になっていまして、燃料が損傷しないと。中にたまっている放射性物質がもう外に出ていかないという状況が解析上出されていまして、それが一つの要はECCSとかいった、ああいうような非常用炉心冷却系のようなものがもう不要だというのが根拠の一つです。

それから、水が全部なくなるので、やはり注水をするというのは大事になってきますので、その注水をするためのポンプというようなものは生かさなければいけないですけれども、これについても大型のポンプでなくても時間をかけて注水をしていけば、水をためていけばいいというようなところがあって、電力の負荷が非常に小さくなっているのです。実は、非常用ディーゼル発電機は、福島第二では12台ございます。全部で12台ございます。1台当たり6,300キロワットを出す非常用ディーゼル発電機が12台あるのですけれども、今必要な負荷は1プラント当たり約2,100キロワットです。水を入れたり、冷却をしたりというために必要な負荷が1プラント当たり2,100キロワットです。ですので、1台で2プラントもたせるということで、それでも4,200キロワットなので、6,300キロワットに対して4,200キロワットということなので、まだ余裕があるということで、2プラントで1台ずつという設計です。

ただ、点検をやりますので、実は自主管理設備といって、もう一台点検をするときに使うための設備でこれ3台のDGを持っています。あとは、その他9台のDGがあるわけですけれども、DGが何か故障したときに、この部品を調達するのというのは実は容易ではないのです。造り込まなければいけないし、あるいは発注してから届くまでにかなりの時間がかかるというところがあるのですけれども、逆に9台の残りのディーゼル発電機を持っていますので、万々が一故障したときにそこから部品を取り出してくるとか、そういうようなことができますので、修復時間を速めることができるということもメリットです。

それからもう一つ、これは10年前と違うことは、非常用ガスタービン発電、GTGと呼んでいますけれども、GTGであったり、それから電源車、こういったような機動的な電源も持ったということをございまして、万々が一非常用ディーゼル発電機が使えなくなっても、こういった電源車であるとか、あるいは非常用ガスタービン発電機といったものをつけて注水機能を生かすというようなことも可能だということで、ディーゼル発電機の台数を今回は減らしました。それが経緯でございます。

それから、あとは燃料等々キャスクの話でございますけれども、これはやっぱり一長一短があろうかと思います。プールにたくさん抱えていると、先ほど言ったように、幾らプールの水が全部抜けたとしても大丈夫だとお話をさせていただいていますけれども、やはりプールが水だとか、そういうようなものからは、あるいは大きな露出した固まりの中からはもう出してしまって、一つの閉じ込め

た箱の中に入れてしまう、60体ぐらいの箱の固まりを幾つか分散して持ったほうがよいのではないかなどということもあるかもしれません。なので、ここは皆さんはやはりご不安のところもあると思いますので、ぜひこういったところは、しっかり技術的な理論ご説明差し上げながら、皆さんの安全、安心をしっかり確保しながら、皆さんのご納得を得ながら進めてまいりたいと思いますので、引き続きご指導よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） ありがとうございます。

事象1、2に関しては、今後十分気をつけてやっていただきたい。海は、巡視船で監視してセンサーなり、カメラなりついている。また、二重、三重に巡視船監視したり、きっちりやっているわけですから、陸でそういう不備があれば何にもならないわけですから、その辺は十分気をつけてやっていただきたいと。

あと、ディーゼル発電機、説明は中身については分かりました。原子力の細かい数字とか言われても、なかなか私も分からぬのですが、ただ崩壊熱が少なくなったということで、ディーゼル発電機2台あれば十分余裕を持って原子炉2機に対して1台で4,000キロワットちょっとだと。ディーゼル発電機は4,800キロワットだということで、6割くらいの電気しか必要としないよということなものですから、十分だとは思うのですが、やはり自然災害、今どんな自然災害来るか分からないような状況になっていますので、その辺は十分加味して、必要であれば台数を増やすとか、増やす分には何ら問題ない。ただ、予備の発電機もいっぱいありますよと。また、電源車などもありますよということなものですから、その辺は十分今後検討しながらやっていただきたいと思います。

あと、使用済みとか、燃料に関しては、どちらが安全かということは当然想定でしか言えませんので、何とも言えませんが、ただ我々どっちが安心だというと、やっぱり炉の中に入って、原子炉建屋の中に入っていたほうが防護上も私たちは安全だと思っているのです。多分そうだと思うのですが、それ以上の防護はなかなかできないのかなと思いますので、ぜひその辺も防護をしっかりやっていただきたい。

最後の1点だけ。防護上はどちらが安全か、分かればその辺だけちょっとお答えください。

○議長（高橋 実君） 三嶋所長。

○福島第二原子力発電所所長（三嶋隆樹君） ありがとうございます。

防護上は、あのキャスクを持ち出せるかどうかというのは1つあろうかなと思いますけれども、同等の防護になるように、まずは防護措置は施したいと思います。

ただ、やはり建物の中にも今入れることを検討中でございますけれども、耐震そのものは原子炉建屋とかで保つというよりは、もうキャスクそのもので耐震性は保つというところで、転がっても大丈夫だというような、そういうような設計を施したいと思いますが、防護は原子炉建屋と同等になる、

あるいはそれ相当ぐらいになるような形でしっかりと検討してまいりたいと思います。ありがとうございます。ちょっと防護という点では、今まで視点が少し抜けていたかもしれません、しっかり見ていきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（高橋 実君） 1番、堀本典明君。

○1番（堀本典明君） ありがとうございます。

私は、ちょっと町に確認させてもらいたいのですが、廃止措置計画認可をされていて、今後は県と楢葉町と廃止措置に関する事前了解を出されるのかなと思うのですが、今後の進め方とか、スケジュール感など、現時点で分かるところ教えてください。

○議長（高橋 実君） 高野副町長。

○副町長（高野 剛君） 事前了解に向けました今後のスケジュールでございます。まず、明日25日ですけれども、明日の午後、関係13市町村とあと学識経験者で構成しております福島県廃炉安全監視協議会というふうなものが開催される予定になってございます。

こちらの協議会でですけれども、富岡町としましても、福島県とあと楢葉町と一緒にになって住民の皆様の安全確保の観点から確認、検討を行ってまいったところでございます。この報告が明日なされるとなつてございます。

その後でございますけれども、本日いただきました協議、あとご意見を踏まえつつ、あまり時間をかけずに福島県と楢葉町と対応について調整してまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 実君） では。

○副議長（堀本典明君） 議長。

○議長（高橋 実君） 私からちょっと確認させてください。核物質防護に係る事案の件なのだけれども、一応は総務部長で説明したのですけれども、この核物質防護というと、私も古いもので、防護グループとかと前はあったのだけれども、今はなくなったのだかどうなのだか。逆になくなったとすれば、この核物質防護に係る問題あったとき、広報で全部今後は対応するのか、1点。

あと、答弁の中でめったに通らないとかと言っていたのだけれども、めったに通らなくても平面上図面にあれば、確認するのが一番大事なこの防護に関してはしなければならないと思う。これを全然通らなかったから、何だったから。車だって何年に1回、車種によっては1年に1回とか検査あるわけなのだから、これが全然。

あとは、説明の中で厚い、薄いといつても、せめて一つの目安、材質は言わなくとも、20センチの扉に対して5センチの扉だとか、3センチの扉だとか、せめて分かるような説明今後してもらいたいのですが、いかがなものですか。

○副議長（堀本典明君） 三嶋所長、どうぞ。

○福島第二原子力発電所所長（三嶋隆樹君） ご意見、ご指摘ありがとうございます。ごもっともかと思っております。

まず、防護の組織ですけれども、防護管理グループというものがございます。ですので、専門のグループが管理、対応やっております。今回広報資料を作成したということで、広報の者から説明させていただきましたが、事案の具体的な検討、あるいは対策、あるいは基本的な資料の作成、こういったようなところは防護管理グループがやっておりますので、今後もこの体制は変わりません。しっかりとやってまいりたいと思います。

それから、先ほどの扉の件ですけれども、これは建設当初の設計図、私たちもユーザーというところもありますので、設計図から管理をしていくことになるのですが、設計図上はやはり通常の扉として設計図には落とし込まれていたところがあつて、現場確認が足りなかつたというところが私たちのやはり弱みだったと思います。図面上は、確かに通常の扉になつてゐるのですけれども、それが本当に通常の扉でよかつたのかというところの気づきがもう弱かつたというところが1つ反省点としてありました。

それから、扉の厚、例えば防護扉のどういうものなのだという点からいくと、鋼鉄、いわゆる鉄金属製の扉だということでは変わらないですが、やっぱり厚さという点では1対5ぐらいの違いがあるかなというぐらいの情報までとどめさせていただければなと思います。

以上でございます。

○副議長（堀本典明君） 議長。

○議長（高橋 実君） 広報で云々だから、広報で説明はいいのだけれども、やはり質疑応答になってきて中身に入つていたら、本当の説明だけにしかできないのだ。防護グループなら防護グループで合法的に長けた人が同席してもらって、説明後の質疑応答の場面によつては、そちらが答弁するのが本筋だと思うし、あと何回も皆さんからも言われたけれども、めつたに通らなくても、通る場所があれば確認する義務が生じるの当たり前。いろんな通報義務とか、いろんな義務があったとしても、答えは現場にしかないから、第二の事務本館にも答えないし、本社の社長室にも答えないから、そこら辺肝に銘じて、今後こういう場面の説明とか、いろんなことあるやつを肝に銘じておいてください。これは、富岡町議長から指摘しておきます。よろしくお願ひします。

○副議長（堀本典明君） 三嶋所長。

○福島第二原子力発電所所長（三嶋隆樹君） ただいまのご指摘、かしこまりました。

以上です。

○議長（高橋 実君） これをもつて質疑を終了いたします。

以上をもちまして付議事件1、福島第二原子力発電所の廃止措置計画の認可についてを終わります。次に、その他に入ります。

議員諸君から何かございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 執行部から何かございますか。

町長。

○町長（宮本皓一君） 議員の皆様方には多岐にわたりご意見を賜りまして、ありがとうございました。

議員の皆様のご意見は、要約すれば東京電力の管理体制の見直しや社員、関連企業の意識の改革など、安全かつ確実な廃止措置の実現のための責任ある対応の継続、それから廃炉作業への地元企業の参入や資材の調達などに始まる地域活性化への組織取組の強化、それから3つ目が計画の推進及び実施状況の定期的な報告と総括されると考えます。この3点につきましては、安全かつ確実な福島第二原子力発電所の全基廃炉の実現と東京電力の行動の一つ一つが地域の活性化に寄与するものとなるよう、町からも東京電力に強く求めてまいりたいと考えております。

また、廃止措置の実施につきましては、議員の皆様方の意見を踏まえ、福島県、そして楢葉町としっかりと調整してまいりたいと考えますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（高橋 実君） ありがとうございました。

以上をもちまして、富岡町議会全員協議会を閉会といたします。

閉 会 (午前11時58分)